

(介護予防) 短期入所療養介護

重要事項説明書

様

〒640-0401

和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 936-3

社会医療法人 三車会

介護老人保健施設 みくるま

介護老人保健施設みくるま 重要事項説明書

(指定(介護予防)短期入所療養介護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定(介護予防)短期入所療養介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定(介護予防)短期入所療養介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人三車会
代表者氏名	理事長 殿尾 守弘
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1423-3 介護事業支援部 0736-64-0039
法人設立年月日	平成10年4月7日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設みくるま
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号) 3051780017
事業所所在地	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 936-3
連絡先	電話番号: 0736-64-2800 FAX 番号: 0736-64-2820
通常の実施地域	紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町、海草郡紀美野町、海南市、和歌山市(実施地域の詳細は、別途協議の上決定します。)
利用定員	20名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(介護予防)短期入所療養介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要支援要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	要支援要介護状態の利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養介護の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(3) 事業所の職員体制

管理者	森脇 宏
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名 法人 理事長 と兼務
医師	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。 	常勤 1名
介護支援 専門員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所療養介護計画を作成するとともに、利用者等への説明し同意を得ます。 2 利用者へ（介護予防）短期入所療養介護計画を交付します。 3 （介護予防）短期入所療養介護の実施状況の把握及び（介護予防）短期入所療養介護計画の変更を行います。 	常勤 1名
支援相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、（介護予防）短期入所療養介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	常勤 1名以上
看護師・ 准看護師 (看護職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。 	常勤 7名以上
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 （介護予防）短期入所療養介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。 	常勤 19名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> 1 （介護予防）短期入所療養介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。 	常勤2名以上 非常勤 1名 内、2名 通所リハビリ テーションと 兼務
管理栄養士	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な栄養管理を行います。 	常勤 1名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護（予防）給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 	常勤2名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
(介護予防)短期入所療養介護計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)短期入所療養介護計画を作成します。 2 (介護予防)短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 (介護予防)短期入所療養介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、(介護予防)短期入所療養介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、(介護予防)短期入所療養介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。	
食 事	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。	
日常生活上の世話	※ 下記のサービスの提供においては、できる限り同性介護に努めますが、体制上難しい場合もあります。	
	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いす等への移乗を介助します。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。	

(2) (介護予防) 短期入所療養介護従業者の禁止行為

(介護予防)短期入所療養介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
老健Ⅰ	i	要支援1	579	5,790円	579円	1,158円	1,737円
		要支援2	726	7,260円	726円	1,452円	2,178円
	ii	要支援1	632	6,320円	632円	1,264円	1,896円
		要支援2	778	7,780円	778円	1,556円	2,334円
	iii	要支援1	613	6,130円	613円	1,226円	1,839円
		要支援2	774	7,740円	774円	1,548円	2,322円
	iv	要支援1	672	6,720円	672円	1,344円	2,016円
		要支援2	834	8,340円	834円	1,668円	2,502円

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
基本型	従来型個室	要介護1	753	7,530円	753円	1,506円	2,259円
		要介護2	801	8,010円	801円	1,602円	2,403円
		要介護3	864	8,640円	864円	1,728円	2,592円
		要介護4	918	9,180円	918円	1,836円	2,754円
		要介護5	971	9,710円	971円	1,942円	2,913円
	多床室	要介護1	830	8,300円	830円	1,660円	2,490円
		要介護2	880	8,800円	880円	1,760円	2,640円
		要介護3	944	9,440円	944円	1,888円	2,832円
		要介護4	997	9,970円	997円	1,994円	2,991円
		要介護5	1,052	10,520円	1,052円	2,104円	3,156円

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
在宅強型	従来型個室	要介護1	819	8,190円	819円	1,638円	2,457円
		要介護2	893	8,930円	893円	1,786円	2,679円
		要介護3	958	9,580円	958円	1,916円	2,874円
		要介護4	1,017	10,170円	1,017円	2,034円	3,051円
		要介護5	1,074	10,740円	1,074円	2,148円	3,222円
	多床室	要介護1	902	9,020円	902円	1,804円	2,706円
		要介護2	979	9,790円	979円	1,958円	2,937円
		要介護3	1,044	10,440円	1,044円	2,088円	3,132円
		要介護4	1,102	11,020円	1,102円	2,204円	3,306円
		要介護5	1,161	11,610円	1,161円	2,322円	3,483円

※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の 97/100 となります。

※ 次のいずれかに該当する利用者に対しては、多床室の区分を算定します。

イ 感染症により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 療養室の面積が 8.0 m²以下の従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

※ 利用者が連続して 30 日を超えて指定（介護予防）短期入所療養介護を受けている場合は、30 日を超える日以降の（介護予防）短期入所療養介護費は算定しません。

（区分要介護）

特定老健	基本単位	利用料	利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
3時間以上4時間未満	664	6,640 円	664 円	1,328 円	1,992 円
4時間以上6時間未満	927	9,270 円	927 円	1,854 円	2,781 円
6時間以上8時間未満	1,296	12,960 円	1,296 円	2,592 円	3,888 円

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
夜勤職員配置加算	24	240 円	24 円	48 円	72 円	1 日につき
個別リハビリテーション実施加算	240	2,400 円	240 円	480 円	720 円	1 日につき
認知症ケア加算	76	760 円	76 円	152 円	228 円	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1 日につき(入所後 7 日間に限る)
緊急短期入所受入加算	90	900 円	90 円	180 円	270 円	1 日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	1 日につき
重度療養管理加算	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	1 日につき
	60	600 円	60 円	120 円	180 円	1 日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51	510 円	51 円	102 円	153 円	1 日につき (老健 I i 及び iii を算定)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	51	510 円	51 円	102 円	153 円	1 日につき (老健 I ii 及び iv を算定)
送迎加算	184	1,840 円	184 円	368 円	552 円	片道につき
特別療養費	所定単位	単位数 × 10	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
療養体制維持特別加算 (I)	27	270 円	27 円	54 円	81 円	1 日につき
療養体制維持特別加算 (II)	57	570 円	57 円	114 円	171 円	1 日につき
総合医学管理加算	275	2,750 円	275 円	550 円	825 円	1 日につき(7日を限度)
療養食加算	8	80 円	8 円	16 円	24 円	1 回につき(1日 3 回を限度)
認知症専門ケア加算 (I)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1 日につき
認知症専門ケア加算 (II)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1 日につき
緊急時施設療養費 【緊急時治療管理】	518	5,180 円	518 円	1,036 円	1,554 円	1 日につき (1 月に 1 回、連続する 3 日を限度)
緊急時施設療養費 【特定治療】	所定単位	単位数 × 10	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	
サービス提供体制強化加算 (I)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	1 日につき

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180円	18円	36円	54円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60円	6円	12円	18円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の90/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の97/1000					
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の86/1000					
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の93/1000					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の69/1000					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の59/1000					

※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 個別リハビリテーション実施加算は、医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき20分以上個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。

※ 認知症ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者に対してサービスを提供した場合に算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定短期入所療養介護を行った場合に算定します。

※ 重度療養管理加算は、要介護4又は5の利用者であって別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続的に行い、療養上必要な処置を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める状態とは、次のとおりです。

イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

ハ 中心静脈注射を実施している状態

ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態

ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態

チ 気管切開が行われている状態

- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める入所者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 特別療養費は、利用者に対して指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として感染対策や褥瘡対策等厚生労働大臣が定めるものを実施した場合に算定します。
- ※ 療養体制維持特別加算は、厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 総合医学管理加算は、治療を目的として、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を提供した場合に算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむをえない事情により行われる医療行為が発生した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して短期入所療養介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するための賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定の前々日にご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用予定の前日に連絡の場合	食費の 50%を請求します。
	利用予定の当日まで連絡のない場合	食費の 100%を請求します。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

③ 食 費	1日につき1,700円。(ただし、朝食350円、昼食700円、夕食650円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。)また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。(1食当り 食材料費及び調理コスト) 運営規程の定めに基づくもの。
④ 滞 在 費	従来型個室1,740円 多床室450円 (1日当り) 運営規程の定めに基づくもの
⑤ 室 料	個室2,000円 特別室5,000円 (1日当り) 運営規定の定めに基づくもの
⑤ 理 美 容 代	運営規程の定めに基づくもの
⑥ そ の 他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、お支払いは原則、口座引き落としとさせていただきます（請求月の翌月27日（休業日の場合は翌営業日）に、入所者指定口座からの自動振替）。なお、窓口払いも対応可能な場合もございますのでご希望の場合はご相談ください。</p> <p>イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援要介護認定の有無及び認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うも

のとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「介護予防サービス計画又は居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）短期入所療養介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）短期入所療養介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「（介護予防）短期入所療養介護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）短期入所療養介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) （介護予防）短期入所療養介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止に関する担当者を選定します。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その内容については、従業者に周知します。
- (5) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短（介護予防）期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定（介護予防）短期入所療養介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 紀の川市役所 福祉部 高齡介護課	所 在 地 和歌山県紀の川市西大井 338 電話番号 0736-77-2511 受付時間 9：00～17：45（土日祝は休み）
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

12 心身の状況の把握

（介護予防）短期入所療養介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者等との連携

- ① (介護予防)短期入所療養介護の提供にあたり、介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防)短期入所療養介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定(介護予防)短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者(防火管理者)職：管理部長
- ② 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：(毎年2回 5月・11月)
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- (1) (介護予防)短期入所療養介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
提供した指定(介護予防)短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの相談及び

苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 介護老人保健施設みくるま 支援相談員	所在地 紀の川市貴志川町丸栖 936 番地 3 電話番号 0736-64-2800 受付時間 8:30~17:30
【市町村(保険者)の窓口】 紀の川市役所 福祉部 高齢介護課	所在地 紀の川市西大井 338 番地 電話番号 0736-77-2511 受付時間 8:45~17:45 (土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 和歌山県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 和歌山市吹上二丁目 1 番 22-501 号 電話番号 073-427-4670 受付時間 9:00~17:45 (土日祝は休み)

18 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画を周知すると共に、必要な研修や訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 必要に応じ業務継続計画を見直します。

19 第三者評価の実施状況について

なし

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 936 番地 3
	法人名	社会医療法人三車会
	代表者名	理事長 殿尾 守弘 印
	事業所名	介護老人保健施設みくるま
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

上記利用者の署名は、_____（続柄： _____）が代行しました。
 （理由： _____）

令和 8 年 6 月 1 日 改訂